

## 生活応援商品券のQ&A(町民向け)

R8.1.22更新

No.	質問	回答
1	この商品券事業の概要を教えてください。	本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民及び町内事業者を支援することを目的として実施するものです。1人あたり500円券×10枚つづり(額面5,000円)の商品券を発行し、令和8年2月上旬より世帯主様へ郵送します。使用期限は令和8年6月30日までです。
2	商品券の券種はいくらですか。	1枚あたり500円の商品券です。お釣りの取り扱いについては、「でない」ものとなります。現金への換金はできません。商品券やプリペイドカードのお金に換金できるものの購入はできません。
3	商品券の利用期間はいつからいつまでですか。	令和8年6月30日までを使用期限とします。 期限を過ぎた商品券は無効となりますので、ご注意ください。
4	どのような方法で商品券は配布されますか。	令和8年1月1日基準で、嵐山町に住民登録のあるすべての方を対象とします。簡易書留にて郵送します。世帯主様宛に送付します。対面での受渡しになりますので、ご不在の場合は郵便局から「不在連絡票」がポスト等に届きますので、郵便局にお問合せください。
5	商品券はどのような店舗で使えますか。	本事業に登録された加盟店の店舗で利用可能です。加盟店は、商品券と一緒に一覧を送ります。 最新の情報はホームページで確認できます。
6	商品券は嵐山町以外のお店でも使えますか。	いいえ、加盟店のみでのご利用になります。
7	商品券でお釣りはもらえますか。	お釣りはできません。商品券の額面以上のお買い物をおすすめします。
8	商品券で購入できないものはありますか。	以下のものには利用できません。 ・換金性の高いもの(商品券・プリペイドカード等) ・公共料金・税金・手数料 ・その他、嵐山町が不当と判断するもの
9	なぜ、税金や公共料金の支払いには使用できないのですか。	地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券(小切手など)での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないため、税金の支払いの他、公共料金の支払い(上下水道料金等)に使用することができません。
10	商品券を他人に譲ったり、売ったりしてもいいですか。	譲渡や転売は禁止しています。不正が確認された場合、商品券は無効となることがあります。ただし、ご家族の分をご利用されるることは問題ございません。
11	商品券を紛失した場合再発行してもらえますか。	紛失・盗難・破損などの場合でも、再発行はできません。大切に保管してください。
12	商品券が届かない場合はどうすればよいですか。	3月10日までに不在連絡票が届かない場合は嵐山町役場企業支援課までご連絡ください。 3月31日までは郵便局に留め置きしております。4月1日の午後以降、嵐山町役場企業支援課にて受け渡しを行います。 お住いの地区により、届くのが前後しますので、ご理解ください。
13	家族分をまとめて使ってもいいですか。	問題ありません。使用の際は、各商品券をそのまま店舗へお渡しください。
14	使用期限までに使い切れなかった商品券はどうなりますか。	使用期限を過ぎた商品券は無効となり、払い戻しはできません。 お早めにご使用ください。
15	商品券について問い合わせをしたい場合どうすればいいですか。	嵐山町役場企業支援課まで、電話にてお問合せください。 0493-62-0720
16	世帯主が1月2日に亡くなりました。	令和8年1月1日基準で、嵐山町に住民登録のあるすべての方を対象とします。世帯主様にも受給権がありますので、ご家族の方がご使用されることには問題ございません。ただ、郵便の手続き上、郵便局で留め置きされる場合もございます。
17	1月2日に引っ越しをしました。郵便局には転送手続きを取りましたが、商品券は届くのでしょうか。	令和8年1月1日基準で、嵐山町に住民登録のあるすべての方を対象とします。転送手続きをとられていれば、転居先のご住所へお届けします。 ただ、使用できる店舗は加盟店になりますのでご注意ください。